第六十六条の十二第一項中「若しくは第十項」を「から第十項まで、第十二項若しくは第十三項」に、「若しくは第八項」を「、第七項、第九項若しくは第十項」に、「に対し」を「又は第百三条の二第二項に規定する届出者に対し」に改め、同条第二項中「が、」を「又は第百三条の二第二項に規定する届出者が、」に改める。

第六十六条の十三第一項中「若しくは第十項」を「から第十項まで、第十二項若しくは第十三項」に、「若しくは第八項」を「、第七項、第九項若しくは第十項」に改める。

第七十五条第一項中「第百二十二条の四」を「第百二十六条」に改める。

第百条第一項中「又は認可」を「、指定、認可又は承認」に改め、同条第二項中「若しくは認可」を「、指定、認可若しくは承認」に、「又は認可」を「、指定、認可又は承認」に改める。

第百三条の次に次の一条を加える。

（特定計量の届出等）

第百三条の二　電力の取引又は証明（計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第二項に規定する取引又は証明をいう。）における法定計量単位（同法第八条第一項に規定する法定計量単位をいう。）による計量（同法第二条第一項に規定する計量をいう。）であつて、その適正を確保することが特に必要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下この条、第百十一条第四項及び第百十七条の六において「特定計量」という。）をする者は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三　特定計量の内容

四　特定計量の適正を確保するための措置の内容

五　特定計量の開始の予定年月日

六　その他経済産業省令で定める事項

2　前項の規定による届出を行つた者（以下「届出者」という。）は、経済産業省令で定める基準に従つて特定計量をしなければならない。

3　経済産業大臣は、届出者が前項の経済産業省令で定める基準に従つて特定計量をしていない場合において、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出者に対し、その特定計量の中止又はその方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4　計量法第十六条第一項及び第四十条から第四十八条までの規定は、第一項の規定による届出に係る特定計量に使用される電気計器については、適用しない。

第百五条中「及び送電事業者」を「、送電事業者及び配電事業者」に改める。

第百六条第三項中「特定送配電事業者又は発電事業者」を「配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者」に改め、同条第四項中「まで又は」を「まで、」に、「の規定」を「又は第二十七条の十二の十三において準用する第二十二条の三、第二十三条（第四項を除く。）、第二十三条の二若しくは第二十三条の三の規定」に、「特定送配電事業者及び発電事業者」を「配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者」に、「いう。）又は」を「いう。）」に、「に対し」を「又は第二十七条の十二の十三において準用する第二十二条の三第一項に規定する特定関係事業者（小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者を除く。次項及び次条第三項において「配電事業者の特定関係事業者」という。）に対し」に改め、同条第五項中「又は送電事業者に」を「、送電事業者又は配電事業者に」に改め、「第二十三条第二項」の下に「（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）」を加え、「除く。）又は」を「除く。）、当該」に、「に対し」を「又は当該配電事業者の特定関係事業者等（配電事業者の特定関係事業者を除く。）に対し」に改め、同条中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9　経済産業大臣は、第三十七条の四から第三十七条の十二までの規定の施行に必要な限度において、認定電気使用者情報利用者等協会に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

10　経済産業大臣は、前項の規定により認定電気使用者情報利用者等協会に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために特に必要があると認めるときは、第二十七条の四から第三十七条の十二までの規定の施行に必要な限度において、当該認定電気使用者情報利用者等協会の会員（第三十七条の四第一号に規定する会員をいう。第百二十条第六号において同じ。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

第百六条に次の一項を加える。

13　経済産業大臣は、第百三条の二の規定の施行に必要な限度において、届出者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

第百七条第三項中「まで又は」を「まで、」に、「の規定」を「又は第二十七条の十二の十三において準用する第二十二条の三、第二十三条（第四項を除く。）、第二十三条の三の規定」に、「又は送電事業者の特定関係事業者」を「、送電事業者の特定関係事業者又は配電事業者の特定関係事業者」に改め、同条第十六項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第十一項から第十三項まで」を「第十三項から第十五項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第百二十二条の五」を「第百二十七条」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　経済産業大臣は、第百三条の二の規定の施行に必要な限度において、その職員に、届出者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第百七条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　経済産業大臣は、第三十七条の四から第三十七条の十二までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、認定電気使用者情報利用者等協会の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第百七条の二中「前条第十四項」を「前条第十六項」に改める。

第百八条第一項中「第十六条第二項」の下に「又は第二十七条の十二の九第二項」を加え、同条第二項中「第二十七条の九第一項」の下に「、第二十七条の十二の八第一項から第三項まで、第二十七条の十二の九第一項若しくは第二項」を「第二十八条の二十三第六項」の下に「、第三十七条の十一第二項」を加える。

第百十一条第一項中「特定送配電事業者又は発電事業者」を「配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者」に改め、「限る」の下に「。次項及び第四項において同じ」を加え、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「第一項」を「第一項、第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　届出者のする特定計量に関し苦情のある者は、経済産業大臣又は委員会に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

第百十一条第一項の次に次の一項を加える。

2　認定電気使用者情報利用者等協会の情報利用等適正化業務（第三十七条の四に規定する情報利用等適正化業務をいう。第百十七条の三において同じ。）に関し苦情のある者は、経済産業大臣又は委員会に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

第百十二条の二中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第三十七条の四の規定により認定し、又は第三十七条の十一第二項の規定により認定を取り消し、若しくはその業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第百十四条第一項中「並びに同条第十項」を「、同条第十二項」に、「第百七条第二項及び第六項並びに同条第八項」を「同条第十三項並びに第百七条第二項及び第六項、同条第九項」に、「）の規定」を「）並びに同条第十項の規定」に改め、同条第二項中「第百五条」の下に「、第百六条第九項及び第十項並びに第百七条第七項」を加え、「同条第十項」を「同条第十二項」に改める。